

輸送の安全に関する健康診断体制の実施状況

1. 健康診断実施体制

当社では、道路運送法及び関連法令に基づき、運転者の健康状態を適切に管理するため、以下の健康診断体制を整備し実施しております。

1.1 健康診断の種類と実施時期

種類	対象者	実施時期	実施率
定期健康診断	全乗務員	年2回（春期・秋期）	100%
雇入時健康診断	新規採用乗務員	採用時	100%
特定業務従事者健康診断	深夜業務従事者	6ヶ月ごと	100%
特殊健康診断	該当業務従事者	法定期間ごと	100%

1.2 健康診断の検査項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査
- 血圧の測定
- 貧血検査（血色素量及び赤血球数）
- 肝機能検査
- 血中脂質検査
- 血糖検査
- 尿検査
- 心電図検査
- その他医師が必要と認める検査

1.3 SAS（睡眠時無呼吸症候群）対策

スクリーニング検査実施状況

- 実施期間：令和6年12月1日～12月25日
- 対象者数：乗務員44名
- 受検率：100%

1.4 心電図（携帯型個人心電図計）

- 実施期間：令和7年1月1日～2月28日
- 対象者数：乗務員2名（過去において疾患があったもの）
- 受検率：100%

1.5 脳ドッグ検査実施

実施期間：令和6年4月1日～令和7年3月25日

- 対象者数：乗務員44名
- 受検率：100%